

変更のポイント

平成25年4月以降に納品、役務の提供が行われるものについては事実の確認をもって支払いを行います。

point 1 具体的には、次の点が大きく変わります。

1. 原則、請求書の提出は不要。
2. 納品から支払いまでの期間が短縮。

point 2 業務の変更に伴い、次の事項に留意してください。

1. 納品書に必須の記載事項について

- * 品名、規格、数量
- * 金額(税込み)
納品書に記載された金額を支払いますので、必ず、税込み金額を記載してください。
税抜きの表示だけでは、税分を加算して支払いになりません。
- * 通し番号等
支払予定額通知では、納品書番号等及び金額をお知らせします。

2. 確認していただくこと

- * 支払予定額通知が届きましたら、当月分の売掛金と照合してください。
- * 照合のうえ、差異があった場合にのみ、財務部経理課にご連絡願います。
前月以前分の差異の分も含まれている可能性があるので、ご注意ください。
- * 請求書が必要なものもありますので、本学担当者の指示に従ってください。